

第 4 4 号議案

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定の専決処分について

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 9 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志



八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定の専決処分書

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承のもと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八王子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八王子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項 <b><u>(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)</u></b> 若しくは第29条第5項 (同法<b><u>第30条の2及び第36条第8項</u></b>において準用する場合を含む。) の規定により消防作業に従事した者 (以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者 (以下「救急業務協力者」という。) 又は水防法第24条の規定により水防に従事した者 (以下「水防従事者」という。) 若しくは災害対策基本法第65条第1項 (同条第3項 (原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)) において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項 (同法<b><u>第36条</u></b>において準用する場合を含む。) の規定により消防作業に従事した者 (以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者 (以下「救急業務協力者」という。) 又は水防法第24条の規定により水防に従事した者 (以下「水防従事者」という。) 若しくは災害対策基本法第65条第1項 (同条第3項 (原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)) において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2</p>

項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合 **には**、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断 **により** 死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 **により** 疾病の発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合 **には**、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消

2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合 **にあつては**、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断 **によつて** 死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断 **によつて** 疾病の発生が確定した日において当該消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合 **にあつては**、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、消

防団員若しくは消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

防団員若しくは消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあつてはそのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

(1) (略)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八王子市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償

年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。)並びに平成29年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。